

時事新報の編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致の向あり之を得共宛名の社員不在の事ありて折角の報道も其用を爲さざると専らからざれば斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

時事新報定例 時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價送送料廣告料ハ左ノ如シ 一 一箇月前金五十圓 ○三箇月前金一圓五十圓 ○六箇月前金三圓 ○一箇年前金六圓 ○時事新報社ヨリ直接ニテ送送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月ニテ六圓ノ送送料ヲ申付

Table with 2 columns: 五號活字ニテ (5-point font) and 一行二行 (one line, two lines). Rows show prices for different quantities of text.

時事新報

土地買賣の氣勢 (前號の續き) 我輩は前號に於て土地と少數富者との占有に任ずるは經濟上社會上共に甚だ憂ふべき次第なれば我國の土地所有者は目前一時の計算に迷ひされて濫りに之を賣却するの非を論述せり

土地買賣の氣勢 (前號の續き) 我輩は前號に於て土地と少數富者との占有に任ずるは經濟上社會上共に甚だ憂ふべき次第なれば我國の土地所有者は目前一時の計算に迷ひされて濫りに之を賣却するの非を論述せり

土地買賣の氣勢 (前號の續き) 我輩は前號に於て土地と少數富者との占有に任ずるは經濟上社會上共に甚だ憂ふべき次第なれば我國の土地所有者は目前一時の計算に迷ひされて濫りに之を賣却するの非を論述せり

主は果して其耕さざるに辟易せべきやと云ふに決して然らず地主と地主との間に小作人の同盟罷工となすものありんとて慮り各自の利益と保護せんが爲め耕さしめずして小作人を苦しむるの約束を結ぶ可し即ち從來甲地主の田地に勞働せたる小作人が一朝不平を鳴らして其配下を辭するとせんか勞力は他の物品と異にして長く貯蔵する能はざるものなれば勢、更に乙地主の許に至りて勞働を執るの外あるべし乙は之を雇入るに當り其會て甲に仕へて同盟罷工の舉動ありたるを知り豫ての約束に基き之を拒絶するが故に小作人は今や地主の同盟あるより俗に所謂逆捲を喰はせらるるの趣となるべし斯て地主と小作人と互に白眼の姿となるべきは優勝劣敗の理またこゝに現はれ貧弱なる小作人は遂に涙を拂ふて富豪地主に降を乞はざる可らず此等の事例は歐米諸國の申す及ばず近來我國に於ても亦漸く既に開く所なれば同盟罷工の方便も未だ全く依頼するに足らざるなり、然らば則ち濫りに土地を賣却して富豪者に權力と歸するの不可あるは固より明白の事ありと雖も猶ほ一步を進めて考ふるも今千圓の土地を所有するに近郊近村の尊敬信用も亦ふれと共に附帶し來るものにて其價は當り千圓のみならず亦恰も三千圓にも五千圓にも相當すべきなれども之を賣却して紙幣に換ふるときは尊敬信用は直ちに去りて所持の紙幣千圓は正しく千圓たるに過たず即ち人生の榮華の點より觀れば三五千圓を捨て、千圓を取るものに等しく損得利害と思はざるの處置にして何れの點より察するも我輩は未だ土地買却の可なるを發見するべしと能はざれば近來土地買賣の漸く流行せんとするの折柄我國の小地主の偶々隣人の土地と賣却して一時富裕と裝ふの外觀と感はされ自ら其尤もは傲はざらんと偏に警告する所あり (畢)

陸軍參謀本部條例 第一條 陸軍參謀本部ハ參謀ノ下ニ在テ出師計畫國防及作戰計畫並ニ中要務規定ノ事ヲ掌リ交通法及外國ノ軍事ヲ調査シ兼テ内外地誌外國政誌及戰史ノ編纂ヲ掌ル所トス 第二條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ部内ノ切ノ事務ヲ統理シ參謀ニ對シ其責任ヲ任ス 第三條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス 第四條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス 第五條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス

官報

陸軍參謀本部條例 陸軍參謀本部ハ參謀ノ下ニ在テ出師計畫國防及作戰計畫並ニ中要務規定ノ事ヲ掌リ交通法及外國ノ軍事ヲ調査シ兼テ内外地誌外國政誌及戰史ノ編纂ヲ掌ル所トス 第二條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ部内ノ切ノ事務ヲ統理シ參謀ニ對シ其責任ヲ任ス 第三條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス 第四條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス 第五條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス

陸軍參謀本部條例 陸軍參謀本部ハ參謀ノ下ニ在テ出師計畫國防及作戰計畫並ニ中要務規定ノ事ヲ掌リ交通法及外國ノ軍事ヲ調査シ兼テ内外地誌外國政誌及戰史ノ編纂ヲ掌ル所トス 第二條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ部内ノ切ノ事務ヲ統理シ參謀ニ對シ其責任ヲ任ス 第三條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス 第四條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス 第五條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス

陸軍參謀本部條例 陸軍參謀本部ハ參謀ノ下ニ在テ出師計畫國防及作戰計畫並ニ中要務規定ノ事ヲ掌リ交通法及外國ノ軍事ヲ調査シ兼テ内外地誌外國政誌及戰史ノ編纂ヲ掌ル所トス 第二條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ部内ノ切ノ事務ヲ統理シ參謀ニ對シ其責任ヲ任ス 第三條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス 第四條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス 第五條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス

陸軍參謀本部條例 陸軍參謀本部ハ參謀ノ下ニ在テ出師計畫國防及作戰計畫並ニ中要務規定ノ事ヲ掌リ交通法及外國ノ軍事ヲ調査シ兼テ内外地誌外國政誌及戰史ノ編纂ヲ掌ル所トス 第二條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ部内ノ切ノ事務ヲ統理シ參謀ニ對シ其責任ヲ任ス 第三條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス 第四條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス 第五條 本部長ハ陸軍將官ヲ以テ之ニ補シ其責任ヲ任ス

御名 五月廿一年 陸軍參謀本部 勅令第二十六號

御名 五月廿一年 陸軍參謀本部 勅令第二十六號

御名 五月廿一年 陸軍參謀本部 勅令第二十六號

大學通俗講談會 第三期第四回 來十九日午後六時半ヨリ一橋外大學講堂ニ於テ 講者 藤村 下等植物生活ノ説 下等動物生活ノ説 下等植物生活ノ説

來十九日午後三時半本會教壇ニ於テ教頭博言士イイストレーキ英語ニテ學術演説ヲ能フス但傍聴無料傍聴券ハ當日相渡スベシ 同十八日午後七時依例英語茶話會ヲ開ク 本科科長高等科教科書中更ニウシントンアイヴキング氏「スケッチ」ヲ加ヘテ

一當銀行株式三百五十株 右ハ華族正五位伯爵中川久成所有ノ分今般世財產ト爲シ度旨願出候貴宮内大臣ヨリ被達候條故障アル者ハ但株券ヲ承認致度者ハ當銀行株式掛へ申出有ヘシ

爲御知 時町町區一丁目 五月十四日